

家賃支援給付金

～第2次補正予算 審議中～

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel : 0263-88-2514
Fax : 0263-88-2516

新型コロナウイルスの影響により、売上急減等に直面している事業者支援として、
地代・家賃の負担を軽減することを目的として『家賃支援給付金』が国会審議中です。

固定費の中でも家賃・地代は大きな負担となっていますので、予算成立が前提となりますが、今後成立が見込まれる制度の概要の確認をしておきましょう。

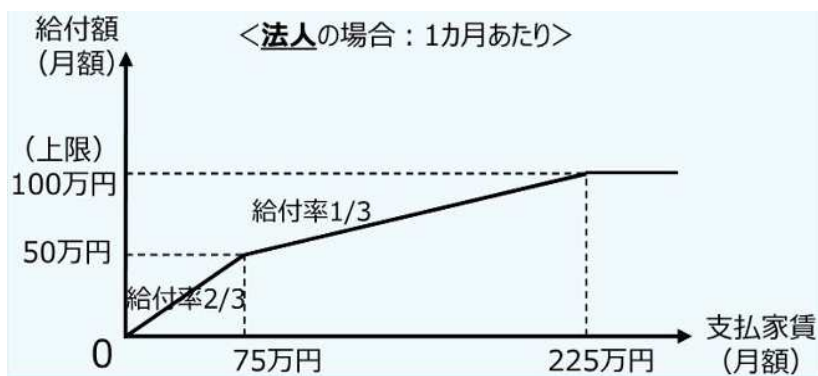
【給付対象者】

- 中堅企業、**中小企業**、**小規模事業者**、**個人事業者等**
- 2020 年 5 月～12 月において、下記いずれかに該当する者
 - ① いずれか 1 ヶ月の売上高が前年同月比で **50%以上減少**
 - ② 連続する 3 か月の売上高が前年同期比で **30%以上減少**



【給付額】

- 申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の 6 倍(6 ヶ月分)
- 給付上限額(月額)は法人/個人事業者で異なる



例) 法人/直近の支払家賃月額 225 万円

① 給付率 2/3 部分：75 万円×2/3=50 万円

② 給付率 1/3 部分：150 万円×1/3=50 万円

⇒100 万円×6 ヶ月分=600 万円

※法人の場合、月額上限 100 万円



例) 個人/直近の支払家賃月額 112.5 万円

① 給付率 2/3 部分：37.5 万円×2/3=25 万円

② 給付率 1/3 部分：75 万円×1/3=25 万円

⇒50 万円×6 ヶ月分=300 万円

※個人事業の場合、月額上限 50 万円

※経済産業省：令和2年度第2次補正予算事業概要

★持続化給付金では、2020 年 1 月以降と前年同月比の比較が基本でしたが、こちらは 5 月以降となっています。

★申請開始は、6 月下旬以降、給付は 7 月以降になる予定とされています。

★国会審議により、事業内容等が変更されることがあります。